

京都府立大学大学院文学研究科規程

(平成20年京都府立大学規程第4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学大学院学則(平成20年京都府立大学規則第2号。以下「大学院学則」という。)第4条第2項の規定により、京都府立大学大学院文学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(合格者等の選考及び決定)

第2条 合格者の選考は、大学院学則第14条、第15条、第17条及び第18条の規定により、研究科会議で行う。

2 大学院学則第19条に規定する社会人学生に対する選考は、研究科会議において別に定める方法により行う。

3 大学院学則第20条に規定する外国人留学生に対する選考は、京都府立大学大学院外国人留学生規程(平成20年京都府立大学規程第50号)により、研究科会議において行う。

4 大学院学則第21条に規定する編入学者に対する選考は、研究科会議において別に定める方法により行う。

5 学長は、前項までの規定による選考を経て、入学者を決定する。

(科目等履修生及び特別研究学生)

第3条 大学院学則第42条及び第44条に規定する科目等履修生及び特別研究学生については、京都府立大学大学院科目等履修生規程(平成20年京都府立大学規程第51号)及び京都府立大学大学院特別研究学生規程(平成20年京都府立大学規程第53号)に基づき、研究科会議で選考を行う。

(授業科目及び単位数)

第4条 専攻別の授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業科目の配当及び実施計画)

第5条 各専攻における授業科目の年次配当及び授業の実施計画は、年度開始前に、研究科会議において定める。

(履修方法)

第6条 研究科会議は、学生の履修を指導するため、指導教員を定める。

第7条 学生は、各年度初めに履修しようとする授業科目を選定し、指導教員の承認を得て、研究科長に届け出なければならない。

第8条 大学院学則第29条の規定により、学生が他の専攻又は学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得て、所定の期日までに研究科長に願い出なければならない。

2 前項の願い出を受けた研究科長は、研究科会議の審議を経て、その可否を決定する。

第9条 大学院学則第30条又は第31条の規定により、学生が他の大学院の授業科目を履修しようとするとき又は本学大学院以外の大学院、研究所等において研究指導を受けようとするときは、指導教員の指導を受けて、所定の期日までに研究科長に願い出なければならない。

2 前項の願い出を受けた研究科長は、研究科会議の審議を経て、その可否を決定する。

第10条 大学院学則第32条の規定により、学生が外国の大学院等に留学を志望する場合は、指導教員の指導を受けて、所定の期日までに、研究科長を経て学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出を受けた研究科長は、研究科会議の意見を付して、その許可について学長に申し出るものとする。

(履修科目の試験)

第11条 履修科目の試験は、学期末又は学年末に筆記試験又は研究報告によって行う。

2 試験の期日、方法その他必要な事項は、あらかじめ告知する。

(博士後期課程修了に必要な単位)

第12条 大学院学則第38条第2項に規定する修了の要件となる単位数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国文学中国文学専攻及び英語英米文学専攻 12 単位以上

(2) 史学専攻 8 単位以上

(学位論文の提出期限)

第13条 京都府立大学学位規程(平成20年京都府立大学規程第1号。以下「学位規程」という。)第4条第2項に規定する学位論文の提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 博士前期課程に2年以下の年数在学している者及び博士後期課程に3年以下の年数
在学している者に係る当該課程における学位論文の提出期限 原則として1月31日(そ
の日が休日に当たる場合は、その前日)

(2) 前号に掲げる者以外の者に係る当該学位論文の提出期限 専攻が指定する期日

(学力の確認)

第14条 学位規程第10条第2項に規定する学力の確認は、学位論文の審査と同時に、学位論文を中心としてこれに関連ある専門科目及び外国語について、口述又は筆記により行う。ただし、研究科会議の審議を経て、他の方法によることができる。

(編入学者等の単位及び在学期間の認定)

第15条 他の大学の大学院から編入学した者のその大学院で履修した授業科目及びそれについて修得した単位並びに在学期間の取扱いについては、大学院学則第33条及び第38条第3項の規定により、研究科会議が判定する。

2 学生が、本学大学院に入学する以前に科目等履修生として修得した単位については、大学院学則第33条の規定により、研究科会議が判定する。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科会議において定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に修士課程に在学する者が在学する限り、京都府公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い廃止された京都府立大学大学院文学研究科規程(平成9年京都府立大学訓令第17号)の規定中、学位論文の提出期限に関する部分は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。